

## 令和2年1月以降に開講する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和2年1月以降に開講する訓練科の認定申請について、次のとおり、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）、「認定申請様式」の修正を行いました。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

### 主な変更内容等

#### 1 Windows 7のサポート終了に伴う注意喚起の修正

Windows 7は令和2年1月14日をもってサポートを終了することが公表されていますが、OSのバージョン変更については訓練実施機関にとって大きな経済的負担を伴うため、サポート終了から1年程度を目処とした経過措置を設けることとしましたので、注意喚起の記載内容を一部修正いたしました。

【該当箇所】「申請の留意事項」第6の2(3)

#### 2 「就職状況調査締切日」の見直しについて

求職者支援訓練においては、「訓練終了日から起算して3か月を経過する日」までの状況により就職率を算出することとなっていましたが、令和2年1月以降に開講する訓練科からは、「訓練終了日の翌日から起算して3か月を経過する日」までの状況により就職率を算出するよう見直されました。

（就職状況報告の機構支部への提出期限は、「訓練終了日から起算して4か月を経過する日」から変更はありませんので、ご注意ください。）

【該当箇所】「申請の留意事項」第6の1(6)

#### 3 その他

訓練実施機関の皆様から問い合わせの多い内容等について、軽微な修正を行いました。

### 成年被後見人法の施行に伴う認定基準の改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布されたことから、求職者支援訓練の認定基準4（1）⑨「欠格要件」については、成年被後見人等を一律に欠格とするのではなく、心身の故障等の状況を個別的、

実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するよう改正され、令和元年9月14日から**認定申請**が行われる訓練コースより適用となる予定です。

改正され次第、当機構ホームページ「求職者支援訓練の認定申請」の更新情報に最新の認定基準を掲載いたしますので、ご確認ください。

○「求職者支援訓練の認定申請」

<http://www.jeed.or.jp/js/shien/index.html>

令和2年1月以降に開講する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	第6の1(6)	p.8～p.9	【追記】「就職状況調査締切日」(訓練終了後3か月)の見直しについて記載したこと。	令和2年1月以降に開講する訓練科からは、「訓練終了日の翌日から起算して3か月を経過する日」までの状況により就職率を算出することとなったことを追記したこと。
2	留意事項(本文)	第6の2(3)⑩	p.22～p.23	【追記】Windows7のサポート終了(令和2年1月予定)に伴う注意点を修正したこと。	令和2年1月にサポートの終了が公表されているWindows7について、OSバージョンのサポート終了後から1年程度と目処した変更の経過措置期間を設けることとする注意喚起文に修正したこと。
3	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正	